

第四十六号

徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中

徳島県立美馬商業高等学校  
徳島県立貞光工業高等学校

美馬市美馬町  
美馬郡つるぎ町

を「徳島県立つるぎ高等学校

美馬郡つるぎ町

に改

め、同表のその三の表中

徳島県立盲学校  
徳島県立聾学校

徳島市南二軒屋町二丁目  
徳島市中徳島町二丁目

を

徳島県立徳島視覚支援学校  
徳島県立徳島聴覚支援学校

徳島市南二軒屋町二丁目  
徳島市南二軒屋町二丁目

に

改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、徳島県立美馬商業高等学校及び徳島県立貞光工業高等学校を再編統合し、新たに徳島県立つるぎ高等学校を設置するとともに、徳島県立盲学校及び徳島県立聾学校の併置により多様化する障害に対応した教育の充実及び地域の特別支援教育の核となる学校づくりの推進を図るため、両校の名称及び徳島県立聾学校の位置を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。